

禁煙外来治療費用補助のご案内

総務部安全衛生 G
タダノ健康保険組合

「自分で禁煙をがんばったけど続かない・・・」、「何度も禁煙にチャレンジしたけど・・・」という方は、ぜひ、医師の指導のもと禁煙にチャレンジしてみませんか!?禁煙外来の成功率は 70%以上といわれており、1 日 1 箱タバコを吸う方であれば約 1 ヶ月分のタバコ代で治療を受けられます。

【補助の概要】

対象者	タダノグループ社員 (タダノ健保に加入していない場合は、安全衛生 G の補助金だけになります) ・2026 年 4 月以降に禁煙外来を受診し、禁煙治療プログラムが完了、禁煙に成功した人。(申請は 1 人 1 回まで。過去に申請済みの方は対象外) ・2026 年度お試し禁煙体験プラン参加者は、禁煙外来補助対象外 (禁煙外来に通院するか、お試し禁煙体験参加かのどちらかのみ申請可)
申請受付期間	2026 年 7 月 1 日～2027 年 4 月 9 日まで
補助金	安全衛生 G 商品券 3,000 円 健保組合 商品券 5,000 円 計 8,000 円分 ＊毎月月末で、申請のあった翌月に発送します。 ＊課税対象になります。ご了承ください。 ＊タダノ健保に加入されていない方は、安全衛生 G からの補助だけになります。
提出書類	・禁煙外来補助費用申請書 ・受診初回と最終回の「診療費領収書」と「診療明細書」のコピー

【利用方法】

- ① 禁煙外来のある医療機関で治療を受ける
 〈禁煙外来のある医療機関〉
 きんえん電話相談室(日本禁煙学会開設・無料電話相談)
<http://www.nosmoke55.jp/quit/index.html>
 →サイト内の一番下に掲載されている「参考リンク」にある「お近くの禁煙外来を知りたい」から調べることが可能です。
- ② 禁煙治療を終了(通常 12 週間にわたり計 5 回の治療)
 ＊初回と最終回の「診療費領収書」と「診療明細書」は保管しておくこと！
- ③ 健保組合へ補助の申請をする
 〈提出書類〉
 - 禁煙外来補助費用申請書
 - 受診初回と最終回の「診療費領収書」と「診療明細書」のコピー
- ④ 補助金の支給
 申請内容を確認後、安全衛生 G の商品券と合わせて、健康保険組合より商品券送付
 (タダノ健保に加入されていない方は、安全衛生 G からの補助だけになります。)

【お問合せ】

タダノ健康保険組合 担当;岩崎

内線番号7362(電話087-839-5757) 以上

送付先:タダノ健康保険組合

禁煙外来治療費用補助申請書

禁煙外来の診療を完了し、禁煙に成功しましたので申請します。

職場名	社員番号	氏名
タダノ健康保険組合 加入の有無	☐ 加入していない→安全衛生 G の補助金だけになります。 ☐ 加入している (記号 番号)	
禁煙外来治療期間		
20 年 月 ~ 20 年 月		
禁煙達成の感想		
添付書類		
初回と最終回の 【診療費領収書】と【診療明細書】のコピーを申請書に貼付してください。		

以上

《事務局確認欄》

健保組合	安全衛生 GM	担当